

社会保険事業状況（平成17年7月現在）

I. 医療保険

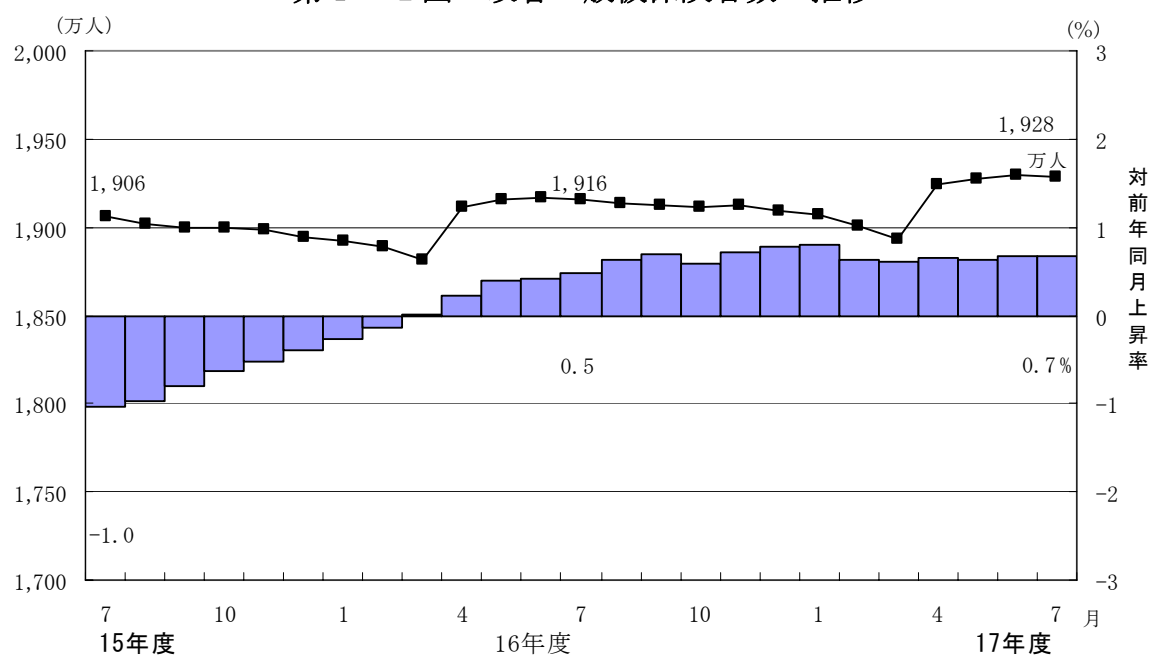
1. 総括

(1) 適用状況

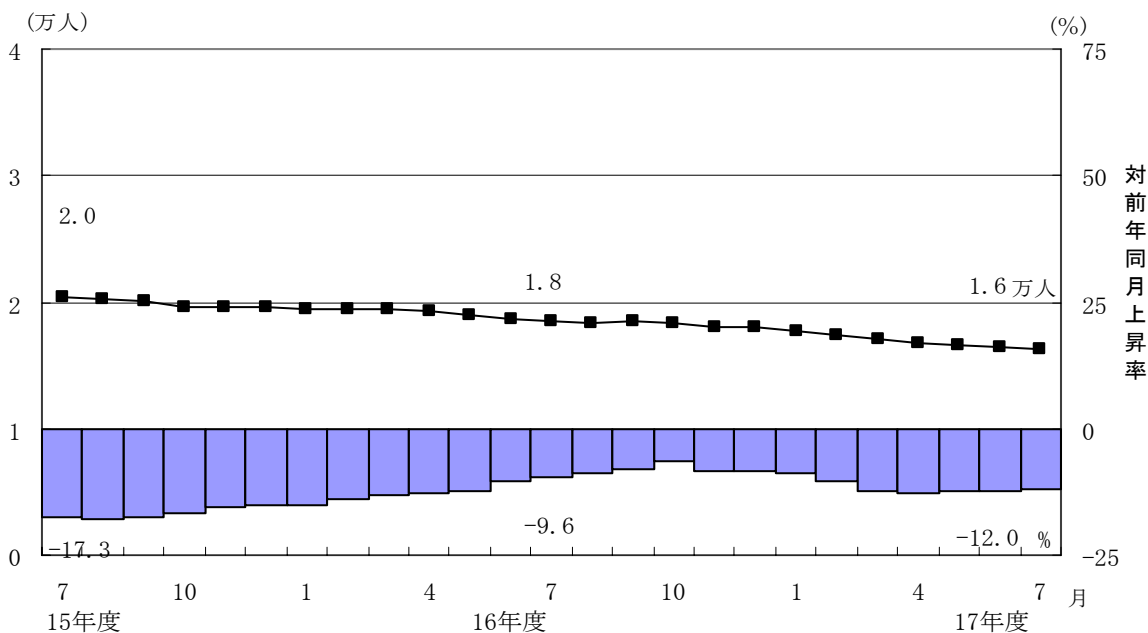
平成17年7月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,928万4千人、法第3条第2項被保険者1万6千人、船員保険6万6千人である。前年同月と比べてみると政管健保は12万7千人（対前年同月比0.7%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同12.0%減）、船員保険は1千人（同1.3%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少に転じているが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,465万5千人（16年3月）、国民健康保険5,123万6千人（16年3月）、共済組合443万3千人（16年3月）となっている。

また、平成17年7月末現在の政管健保適用の事業所数は150万6千（対前年同月比0.9%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.1%減）、17年6月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同7.9%減）となっている。

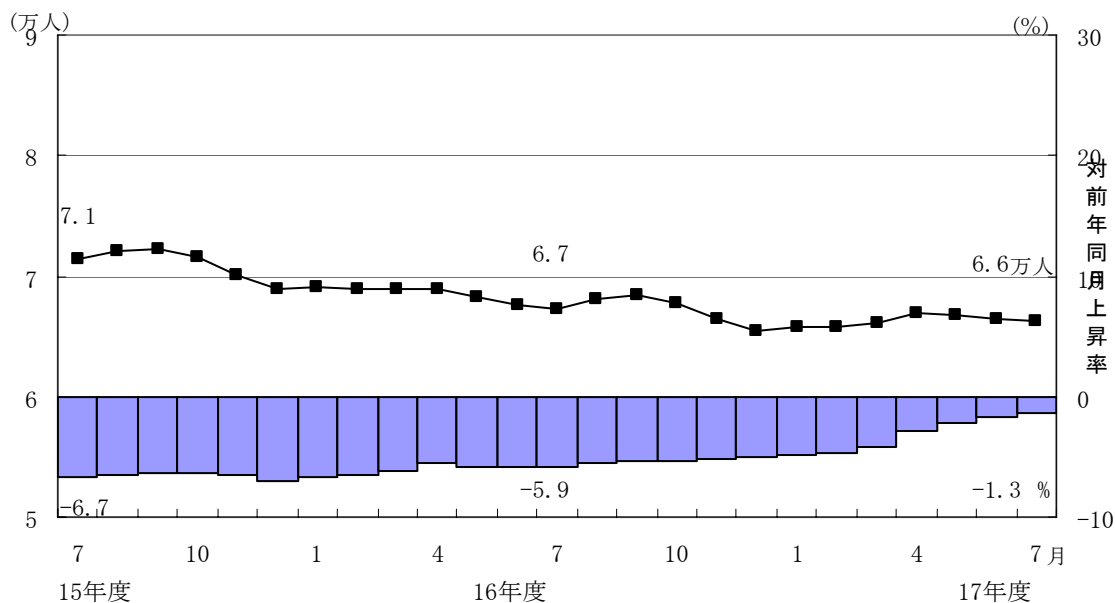
第I-1図 政管一般被保険者数の推移



第 I - 2 図 法第 3 条第 2 項被保険者数の推移



第 I - 3 図 船員保険被保険者数の推移



平成17年7月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万1,753円(対前年同月0.0%減)となり平成10年10月から減少に転じている。船員保険37万7,317円(同0.9%減)である。また、法第3条第2項被保険者の17年6月末の賃金日額の平均は1万2,575円(同4.0%増)である。

平成17年7月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保33万8千か所、法第3条2項被保険者47か所、船員保険の船舶所有者数1千か所となっている。被保険者数は、政管健保646万9千人、法第3条2項被保険者1千人、船員保険2万1千人となっており、標準賞

与額の平均は、政管健保32万2千円、法第3条第2項被保険者6万7千円、船員保険53万6千円となっている。

各医療保険に加入している平成17年7月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,277万1千人(対前年同月比0.8%増)、法第3条第2項被保険者1万5千人(同12.1%減)、船員保険7万6千人(同2.0%減)である。

平成17年7月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額額の平均は、政管健保31万5,050円(対前年同月比0.3%減)、船員保険40万3,032円(同1.1%減)である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の17年6月末の賃金日額の平均は1万2,603円(同2.7%増)である。

(2) 給付状況

平成17年7月の保険給付費は、政管健保3,296億3千万円(対前年同月比1.6%増)、法第3条第2項被保険者分2億8千円(同10.2%減)、船員保険20億7千万円(同3.2%減)である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万7千円(同0.7%増)、法第3条第2項被保険者1万8千円(同2.3%増)、船員保険3万1千円(同2.0%減)である。

(3) 診療費の状況

平成17年7月の診療費(患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。)は、政管健保3,325億5千万円(対前年同月比0.7%増)、法第3条第2項被保険者分2億4千万円(同12.8%減)、船員保険18億円(同3.5%減)である(第I-1表参照)。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成17年7月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	億円			
政管健保	20,367	39,633	3,325	1.6	△ 1.6	0.7
法第3条第2項	12	31	2	△ 9.4	△ 15.0	△ 13.3
組合健保	16,907	31,296	2,484	2.6	△ 0.5	1.0
船員保険	92	198	18	△ 0.5	△ 5.0	△ 3.5
共済組合	5,512	10,119	811	0.9	△ 2.0	△ 0.6
小 計	42,890	81,277	6,641	1.9	△ 1.2	0.6
国 保	29,303	68,244	6,553	5.0	1.8	4.5
老人保健	22,034	69,257	7,869	△ 3.9	△ 5.7	△ 1.6
合 計	94,227	218,779	21,063	1.4	△ 1.8	1.0

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。
 2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。
 3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成17年7月末現在の被保険者数1,928万4千人のうち、男子の被保険者数は1,206万7千人（対前年同月比0.7%増）、女子は721万7千人（同0.7%増）である。また、任意適用被保険者数は50万8千人（同1.1%減）で全体の2.6%であり、任意継続被保険者数は45万8千人（同9.1%減）で、全体の2.4%である。

平成17年7月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万1,960円（対前年同月比0.2%減）、女子が21万4,529円（同0.4%増）で、女子は男子の66.6%となっている。

平成17年7月末現在の被扶養者数は1,657万9千人で、扶養率は0.860となっている。

(2) 給付状況

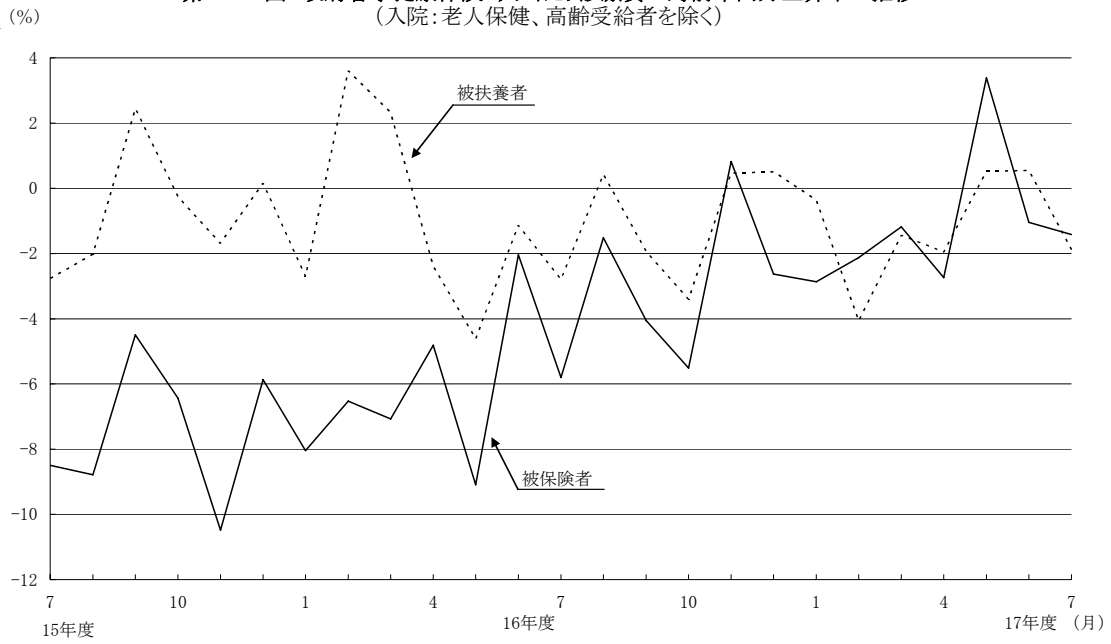
平成17年7月の保険給付費は、3,269億3千万円（対前年同月比1.6%増）となっており、うち、医療給付費は3,020億1千万円（同1.9%増）で保険給付費の92.4%を占めている。また、傷病手当金は105億1千万円で保険給付費の3.2%を占めている。

(3) 診療費の状況

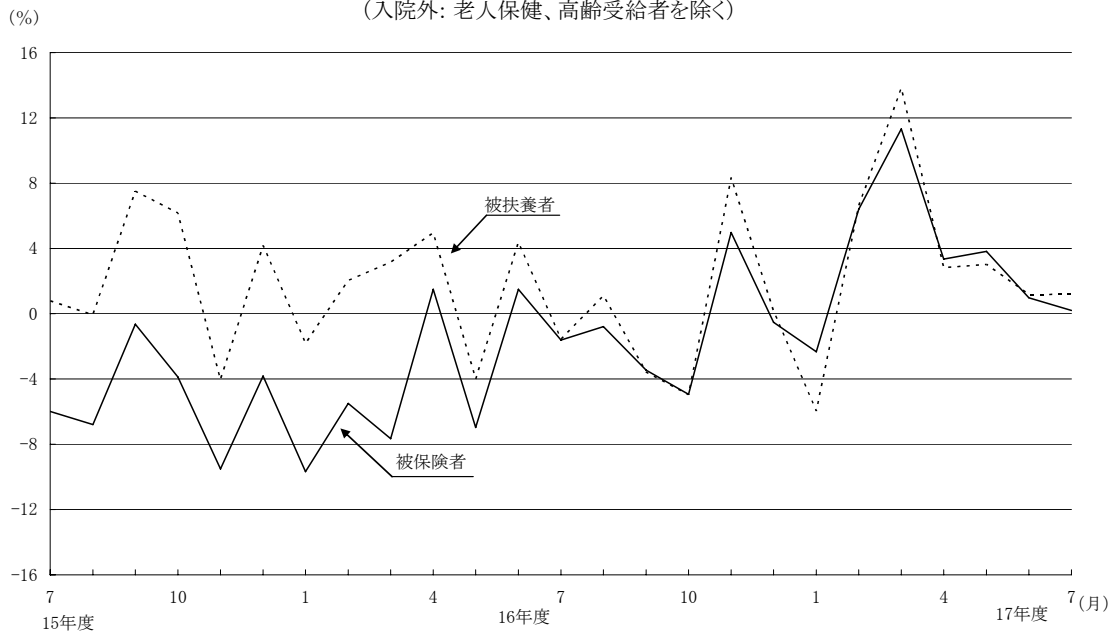
平成17年7月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,333円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,604円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,962円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が551.11、被扶養者が628.71、高齢受給者が1,400.02であり、1件当たり日数は、被保険者が1.93日、被扶養者が1.94日、高齢受給者が2.44日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,783円、被扶養者が7,878円、高齢受給者が9,662円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第 I - 4 図 政府管掌健康保険1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院: 老人保健、高齢受給者を除く)



第 I - 5 図 政府管掌健康保険1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外: 老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成17年7月末現在の被保険者数1万6千人のうち男子は1万2千人（対前年同月比11.1%減）、女子は4千人（同14.5%減）である。

平成17年7月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.621となっている。

(2) 給付状況

平成17年7月の保険給付費は、2億8千万円（対前年同月比10.2%減）となっており、うち、医療給付費は2億3千万円（同11.5%減）で保険給付費の82.1%を占めている。また、傷病手当金は5千万円で、保険給付費の16.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成17年7月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,812円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,829円、高齢受給者の1人当たり診療費は15,323円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が490.96、被扶養者が451.39、高齢受給者が836.12であり、1件当たり日数は、被保険者が2.55日、被扶養者が2.37日、高齢受給者が2.69日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,844円、被扶養者が8,238円、高齢受給者が6,823円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成17年7月末現在の被保険者数6万6千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比2.2%増）、漁船（い）が1千人（同0.3%増）、漁船（ろ）が2万人（同4.1%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同18.6%減）である。

平成17年7月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万1,559円（対前年同月比1.7%減）、漁船（い）が37万7,262円（同2.3%増）、漁船（ろ）が31万7,116円（同0.2%減）である。平成17年7月末現在の被扶養者数は10万7千人で、扶養率は1.607である。

(2) 給付状況

平成17年7月の保険給付費は、20億7千万円（対前年同月比3.2%減）となっており、うち、医療給付費は17億2千万円（同2.6%減）で、保険給付費の83.2%を占めている。また、傷病手当金は2億7千万円で、保険給付費の13.3%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成17年7月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,268円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,964円、高齢受給者の1人当たり診療費は29,695円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が500.78、被扶養者が607.13、高齢受給者が1,310.47であり、1件当たり日数は、被保険者が2.33日、被扶養者が2.02日、高齢受給者が2.67日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,508円、被扶養者が8,132円、高齢受給者が8,493円である。